

ひとり安心大学 セミナー報告  
(2012年9月28日実施)

# おひとりさまと保証人

講師 石川由紀氏 単身けん 事務局長



「保証人がいなくても何とかする」と語る石川由紀さん

おひとりさまは、元気なときは自分のスタイルで過ごせて快適だ。一方で、入院、手術など、生活に変化が生じる事態になると途端に、不安に襲われる人も少なくない。なかでも最も頭を悩ますのが「保証人」の問題だろう。実際、今回の「ひとり安心大学」は平日開催にも関わらず、申し込みが殺到。保証人に対する関心の高さが伺えた。

なぜ保証人は必要なのか？ いない人はどうなるのか。

約20年に渡って、ひとりの暮らしに関する問題を調査&検証してきた石川由紀氏に、知っているようでよく知らない「おひとりさまと保証人」について話を伺った。



## 保証人には2つの役割がある

石川さんが事務局長を務める「単身けん」は、正式名称「ひとりで生きるために、単身者の生活権を検証する会」。“ひとり”の生活が確立、認知、保証される社会を目指して、1990年に設立された。

当時、ひとりの暮らしで困ることについてアンケートをとったところ、ベスト3は「住居」「お墓」「保証人」だったそう。しかし今は、住宅市場は供給過剰で、おひとりさまでも以前ほど住居について心配のいらなくなった。賃貸なら、保証人がいなくても家賃保証料を支払えば契約できるケースがほとんどだ。お金の余裕がない場合は、生活保護を申請して住ま

いを確保するという方法がある。お墓についても、SSSが2000年に建立した「女性のための共同墓」をはじめ、最近では樹林墓地など新しい形のお墓が登場し、おひとりさまの不安は解消されつつある。では、保証人についてはどうだろうか？

先にも話した通り、賃貸住宅に入居するといった商業上の保証人は、お金でたいていは解決できる。しかし、日常生活上の保証人は、そうはいかないケースがある。

「日本の保証人は、義理と人情で成り立ってきたところがあります。その人に何かあったときに、お金で解決しないことは血縁の人を連れてきて面倒をみさせようとするんですね。家族や親戚に保証人が頼めないおひとりさまにとって、一番困ることです」と石川さんは話す。

そもそも、保証人の役割とは何なのだろうか？

一般的に、保証人の役割には次の2つがある。この人は間違いのない人物だと認めて責任を持つ「身元保証」と、借金の連帯保証人などお金を返す義務を負う「信用保証」だ。私たちの日常生活の保証人で「身元保証」だけで済むのは、婚姻届くらい。他で保証人が必要な場合は「身元保証」と「信用保証」のセットで、お金がからんでくることになる。だからこそ、誰にでも気軽に頼めるものではなく、おひとりさまは頭を抱えることになるわけだ。



## リスクに対応できれば入院、手術も可

昔から「保証人がいないと入院できない」と何度となく耳にしてきた人は多いだろう。その結果、保証人不在の強迫観念にとらわれ、遊んでいても、ふと不安がよぎってくるようでは苦しい。いざというとき、本当に保証人がいなかったら、どうなるのだろうか？

これまで、おひとりさまが入院する実情を見てきた石川さんは、「保証人がいないからといって入院ができないことは、まずありません」と教えてくれた。

「入院や手術の際の保証人や身元引受人は、病院側がリスク管理のために必要としているもの。患者本人が費用を支

払うことができない、退院日が決まったのになかなか退院してくれないといったことが起きたときに、スムーズに解決するためです。ですから、病院側の考えているリスクを聞き、保証人がいなくてもきちんと対応できることを理解してもらえれば、保証人問題はクリアできます」

入院ができるような病院には、患者の問題解決の支援をする医療ソーシャルワーカーが常駐する相談室があるところが多い。入院や手術の書類を記入していて、身元引受人の欄が埋まらないときには、相談に行くといだろう。そのときに、保険に入っていることや、支払能力があることをしっかりと伝えることがポイントだ。

ただし、急に倒れて入院、手術となったら、病院と交渉している時間はない。そんなときは、どうしたらいいのか。

「保証人がいないという理由で、緊急手術が必要なのに伸ばされそうになったら、騒いでください。『そんなことするなんて、新聞社に電話しようかしら？ 松原さんに来て騒いでもらえば、医者には拒否できないわよ』とつぶやけば、たいがいのことは解決します。悪い噂がたつて困るのは、病院ですから」と石川さんはアドバイスをくれた。

ちなみに、法的に、病院は保証人がいないことを理由に、入院や手術を拒むことはできない。これを頭に入れておけば、病院で相談や交渉するときにも心強いだろう。

それでも心配という人は、万が一に備えて、身元保証の支援を行う団体と契約しておく方法もある。その場合、将来に渡って継続できる見通しのある団体と契約を結んでおくことが重要だ。例えば「公益財団法人 日本ライフ協会」(<http://www.jp-life.net/site/>)といったところだ。



### 保証人依頼の際は内容を明確に

入院、手術のほか、「そろそろ、高齢者住宅へ住み替えたい」「シニアになって時間ができたので学校に入って勉強をしたい。海外留学もしてみたい」「生き甲斐のために、再就職したい」といったときにも、保証人はつきものだ。

高齢者住宅への住み替えは、連帯保証人がいなくても、家賃債務保証制度などを利用することで、クリアすることが多い。しかし、海外留学は日本に連絡先が必要なので、保証人が不可欠。再就職の際も、保証人がいないからといって就職できないことはないが、保証人がいないことを理由に採用を取り消すのは違法ではない。つまり、保証人が必要になることもある、というのが現実だ。

「保証人にだけはなるな」と言われて育って人も多いかもしれないが、保証人で問題が生じるのは、保証人を依頼した側と、された側で、保証する内容について合意できていないことによるトラブルだ。

「どうしても保証人をお願いしなければならないときには、何の保証なのか、どこまで保証してもらえばいいのか、それ以外については負担をかけないことなどを明確にし、お互いが合意のうえで頼むことが大切。相手に愛を持って依頼してください」と石川さんは言う。



### 心配ごとは人に話す

仕事もプライベートも、ずっとひとりでがんばってきたおひとりさまには、何でもひとりで解決しようとする傾向がある。あなたにも、心当たりがあるのではないだろうか。

心のなかで「何かあったときの保証人は？ ひとりで入院、手術は不安。どうしよう……」と心配しているなら、ひとりでよくよしているよりも、口に出して周囲に言ってみよう。友人の意外な一言で、解決策が見つかることもある。

最後に石川さんが、もしも保証人問題でトラブルに巻き込まれたときに相談できる場所として、「法テラス」を紹介してくれた。近くの弁護士事務所にかかむのもよいが、内容によっては、地元の噂になって暮らしにくくなってしまうこともある。その点、「法テラス」は、電話相談やメールでの情報提供をしているので利用しやすいだろう。下記に連絡先を明記するので、参考にしてほしい。

(文 加曾利 智子)

#### ●法的トラブルで困ったときには……

日本司法支援センター 法テラス

電話 0570-078374

(平日9時～21時、土曜日9時～17時)



単身けん(ひとりで生きるために、単身者の生活権を検証する会)  
ホームページ <http://www.tanshinken.com/>

#### 参加者の感想

○大変役に立つ「ひとり安心大学」でした。松原代表と石川事務局長と、本当に頼りになる方がいる私は、幸せだと実感いたしました。また講演会をお願いいたします。

○とてもわかりやすく、不安がなくなりました。ありがとうございます。次回もまた聞きたい。